

令和7年度 川崎市個人型トップアスリート助成金 募集要領

1 趣旨

この要領は、川崎市個人型トップアスリート助成金交付要綱に基づき、対象となる選手の活動に必要な経費に対して助成金を交付するにあたり、募集の手続について必要な事項を定めるものとする。

2 助成額、助成人数及び助成対象経費

(1) 助成額

対象経費の支出に要する費用の2分の1以下

1人あたり20万円以内

(2) 助成人数

10名

(3) 助成対象経費

ア 練習に伴う費用

練習を行うための会場使用料や、選考練習会（合宿含）等への参加費用

イ 大会出場に伴う費用

各種大会への参加に伴う遠征旅費や、エントリー費用等

ウ 競技用具の調達

対象者が競技に使用する用具又は補装具の購入に係る費用

エ 競技用具の整備

対象者が競技に使用する用具又は補装具の修理、消耗品の購入に係る費用

3 助成交付要件

本助成金の交付対象者は、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 本市内に在住、在勤又は在学している者
- (2) 将来的に競技団体などからの強化指定が期待される者
- (3) 助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる者

なお、次のいずれかに該当する場合は、交付対象外とします。

- (1) 企業や他自治体などからの支援（継続的かつ金銭的）を受けている者
- (2) 競技団体などから強化指定（年代別の指定を除く。）を受けている者
- (3) 大会実績において、市大会での優勝又は県大会での入賞以上の実績がない者（実績は団体戦やダブルスは除くこととし、個人種目に限ります。）
- (4) 申請時点において、競技団体などの強化指定の年齢要件を満たしていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

4 対象競技

下記大会の正式種目（チーム・団体種目を除きます。）とします。

なお、一度に申請できる競技種目は一つとします。

- (1) ロサンゼルス 2028 オリンピック・パラリンピック競技大会
- (2) ミラノ／コルティナ・ダンペッツォ 2026 オリンピック・パラリンピック競技大会
- (3) ダカール 2026 ユースオリンピック
- (4) ドロミーティ・ヴァルテッリーナ 2028 ユースオリンピック

※正式種目が決まっていない大会については、前大会の種目に準ずる（大会組織委員会等が正式種目から外すことを検討している種目については除く）。

5 助成対象期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

6 申請方法

申請期限までに、次の申請資料一式を申込フォームまたは郵送により提出してください。

- (1) 川崎市個人型トップアスリート助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 本市内に在住、在勤又は在学していることを証明する資料の写し
 - ・在勤証明書、在学証明書など
- (3) 出生時に本市に住民登録があったことを確認する資料（別表参照）
 - ・住民票の写し、戸籍の附票の写しなど
- (4) 他自治体からの支援や関係団体からの強化指定制度に関する資料（第2号様式）
 - ・現在目指している支援や強化指定制度の概要を記入
 - ※支援や強化指定を受けるための選考基準等が分かるものを添付
 - ・過去3年間の大会実績等が分かるもの（出場したうちレベル上位の大会を2つ記入）
 - ※大会の概要と順位が確認できる資料を添付
- (5) 本市との関わりに関する資料（第3号様式）
 - ・生まれ、学歴、職歴、市内クラブ所属歴等、本市との関わりがあるものを記入
- (6) 競技活動に対する支援等の実績に関する資料（第4号様式）
 - ・過去に他自治体からの支援や競技団体などからの強化指定を受けたことがある場合、その内容を記入
 - ・過去、もしくは申請時点で上記の他に支援等（企業スポンサー等）を受けたことがある、もしくは受けている場合、その内容を記入
- (7) 助成対象期間における活動計画書（第5号様式）
 - ・競技用具の調達や整備、練習、大会出場などの予定（申請時点）を記入
- (8) 申請対象経費計算書（第6号様式）
 - ・申請対象経費の内訳を記入
- (9) 助成を受けようとする者が申請日時点で未成年の場合、法定代理人の同意書（第7号様式）
 - ・本人との関係性がわかる資料を添付

(10)申請に際して市が収集する個人情報、本制度に関する審査及び手続きのみに使用します。

7 申請資料の代筆

申請者本人が申請資料を作成することが困難な場合は、申請者本人の意思を確認したうえで、次に掲げる方が代筆することができます。代筆される際は、申請書の備考欄に代筆された方の氏名と、申請者本人との関係をご記入ください。

- (1) 配偶者
- (2) 親権者
- (3) 3親等内の親族
- (4) 上に掲げる方以外で申請者本人を介護されている方

8 申請期間

令和7年4月1日（火）から同年4月25日（金）まで

9 助成対象者の決定及び通知

庁内に設置する審査委員会において、申請者の将来性、本市との関わり及びこれまで受けた支援などを総合的に勘案して助成対象者を決定します。なお、必要に応じて申請者本人等にヒアリング等を実施する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申請者に対しては、令和7年6月上旬頃に交付決定（不交付決定）通知を送付し、結果をお知らせします。

10 助成対象者の公表

助成対象者に決定された方については、氏名、年齢、対象競技、経歴、競技成績等を市ホームページ等で公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11 助成金の支払い

助成金については、交付決定した額を一括で概算払いにより支払います。交付に必要な提出様式や手続き等については、交付決定後、助成対象者に対して個別にお知らせいたします。

12 活動報告

助成対象者は、助成対象期間終了後、速やかに実績報告書（第11号様式）を提出する必要があります。

その際には、助成金を活用した対象経費の実績が分かる計算書（第12号様式）と、領収書（写）などの証拠資料を添付してください。領収書（写）の添付がない場合は、助成対象経費とすることができませんので、ご注意ください。

また、助成対象者は、対象経費の支出に係る帳簿及び証拠資料について、助成対象期間終了後5年間は保管していただく必要がありますので、ご注意ください。

1 3 助成金額の確定及び精算

概算払いにより助成金の支払いを行うため、実績報告書の審査を行い、助成金額の確定を行います。確定額が交付決定額を下回る場合は、差額を戻入（返還）していただきます。

1 4 助成金の返還

次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金交付を受けたとき
- (2) 助成金を助成の対象となる経費以外の用途に使用したとき
- (3) 企業や他自治体などからの支援または競技団体などの強化指定を受けていると認められたとき（助成決定後、該当する支援や強化指定を受けた場合は必ずお申し出ください。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当するとき
- (5) 助成金交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき

1 5 その他

優秀な成績を収めたときは、市長表敬や各種イベントへの参加など、市のスポーツ振興に向けた事業に、ご支援・ご協力をお願いします。

助成金は、一般的に所得税法上の雑所得に該当するため、確定申告を行う必要があります。詳しくは、所管の税務署にお問い合わせください。

1 6 提出及び問合せ先

〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1 本庁舎21階

市民文化局市民スポーツ室 真田、田中

電 話 044-200-3245

F A X 044-200-3599

メール 25sports@city.kawasaki.jp

別表（6. 申請方法の(2)関係）

証明する事柄	必要となる書類	例
現在本市在住のみを証明 ※出生時住民票が本市でない場合	住民票	生まれは川崎市ではないが、現在は川崎市内に在住している
出生時の住民票が本市であることのみを証明 ※現在本市在住でない場合	戸籍の附票	生まれは川崎市だが、現在は川崎市外に在住している。
現在本市在住と出生時の住民票が本市であることの両方を証明	住民票	生まれが川崎市で、現在も川崎市内に在住している。
市内の企業に勤めている	在勤証明書	
市内の学校に在学している	在学証明書	

※在住、在勤、在学、出生時の住民票登録地は、本市との関わりを審査するうえで必要な内容となるため、虚偽の申請をした場合、交付決定を取り消す場合があります。